

そこで、この廃止届が聴聞通知前に受理することとなった場合、どのような取扱いとすべきか。理由とともに御教示願いたい。

答505 廃業届が提出されようと、自動的に業の許可が消滅するものではないとの整理をしているのであり、行政処分の指針にしたがって、速やかに聴聞通知を送達すること。聴聞通知及びこれに基づく許可取消しにより、過去の役員、現役員のすべてが欠格要件に該当する。(法第7条第3項第4号ニ参照。法人については、聴聞通知がなされる60日以内に役員であった者を含め、現在の者もすべて欠格要件に該当する。) 以下については、前提を欠くので回答の限りではない。(平13.6.18本県聴取)

(不誠実な行為をするおそれのある者)

問506 不誠実な行為をするおそれのある者とは、法第14条第1項の許可をする場合、同条第3項第2号で欠格要件に該当しない者であることが規定されている。

次の行為を行った者は「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」に該当するか。

- (1) 行政庁の指導（施設の立地に関し、企業として誠意をもって地域住民へ十分説明を行うとともに、設置場所を管轄する市町村の指導・意向の尊重）を無視し、具体的な計画を示すことなく一方的に施設の工事に着工した者
- (2) あるいは、このような状況に対する地元市町村の善処法に対する要望に極めて挑戦的（住民からの問題点の指摘に対し、問題点自体を説明せよとか、工事遅滞の損害賠償を請求する等）な態度をとり、工事を続行している者

答506 不誠実な行為をするおそれのある者とは、廃棄物関係法令（水質汚濁防止法、鉱山保安法等）に何回も違反し、今後もそういう行為を行うことが客観的にみて明白である者である。

設問の事例は、不誠実な行為をするおそれのある者と解するには少々無理がある。

(昭58.8.12H県聴取)

(刑事処罰者等でなくなる日)

問507 次の場合はいつの日から法第14条第3項第2号及び同条第6項第2号における法第7条第3項第4号ハに該当しない者となるか。

- (1) 昭和53年9月1日に懲役6か月、執行猶予3年の刑が確定し、執行猶予の期間が経過した場合
- (2) 昭和57年7月1日に刑に服し、昭和57年11月30日に刑の執行が完了した場合

答507 (1)の場合は執行猶予の期間の経過した日の翌日（昭和56年9月1日）であり、(2)の場合は刑の執行が完了した日の翌日から5年を経過した日の翌日（昭和62年12月1日）である。(平5.3.31衛産36問71)

第9節 投棄禁止及び焼却禁止

1 不法投棄か否か

(農薬の投棄)

問508 農薬（毒劇法の毒劇物）が不法投棄された場合はどう扱うか。

答508 毒劇法第15条の2で、毒劇物の廃棄は政令で定める技術上の基準に従わなければならぬ旨定められており、同法第24条では罰則も定められている。したがって、毒劇物の不法投棄は毒劇法で対処するとともに、廃棄物処理法も適用される。(昭53.11.29H県研修会)

(自己所有地等での廃棄物の埋立)

問509 自己所有又は借地に素掘りの穴を掘り、ごみを埋め立てた場合、これは不法投棄に該当するか。

答509 その土地について、所有権又は賃借権のあることのみをもってして、法第16条の規定の適用がないとすることはできない。(昭54.11.26環整128、環産42問101)

(地主の承諾に基づく廃棄物の投棄)

問510 無許可の産業廃棄物処理業者が地主の了解を得て、産業廃棄物を窪地に捨てている。法第16条違反となるか。

答510 地主の了解の有無は、法第16条の適用の可否にかかわらない。(昭54.11.26環整128、環産42問102)

(土地所有者)

問511 不法投棄等での土地所有者は、法第19条の5中の「他人が違反行為をすることを助けたとき」というのに該当すると解してよいか。

答511 不法投棄を知りつつ土地を提供し通常より高い賃料で賃貸借しているなどの事例において土地所有者が「他人が違反行為をすることを助けたとき」に該当する。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

(自社敷地内での廃棄物の埋立)

問512 産業廃棄物処理業者(廃油の収集・運搬及び中間処理の許可を有する業者)が受託した廃油を自己所有地である中間処理場の敷地内において焼却工程の前処理と称して土砂を混ぜ、これにより生じた廃油と土砂の混合物を同敷地内に削土した穴に埋め、その上に外見上見分けがつかないように約0.5mの厚さで覆土し、一定期間放置した場合、本業者の行為は、不法投棄に該当するか。

答512 不法投棄に該当する。(平4.7.23衛産47)

(被覆電線の焼却残さの放置)

問513 古物商が工場から有償で得た被覆電線を消防署の消防法(昭和23年法律第186号)による許可取得後、銅の部分を取り出すために、河川敷で野焼きを行い、その焼却残さを放置している。これを燃え殻の不法投棄として取り締まることができるか。

答513 焼却残さは事業活動に伴って排出された産業廃棄物であり、古物商はその適正な処理を図る必要がある。したがって、まず、そのための指導を行うこととなろうが、古物商が適正な処理を行わず、放置しているような場合には、その態様によって不法投棄としてとらえることも可能である。(昭54.11.26環整128、環産42問104)

(産業廃棄物の保管と不法投棄)

問514 産業廃棄物の中間処理業者が保管と称して他人の土地に無断で産業廃棄物を放置しておいた場合、これは不法投棄に該当するか。

答514 処分を前提とした保管行為と認められる限りにおいては法第16条に規定する投棄に該当しないが、客観的にみて放置の意思が明らかであり、みだりに放置している

と認められれば、当該行為は同条に規定する投棄と解して差支えない。（昭54.11.2
6環整128、環産42問107）

（ごみステーションへの投棄）

問515 市のごみ回収ルートのあるステーションにドラム缶入りの廃油が出されていたので追跡調査したところ、近所の工場が捨てたことが判明した。不法投棄になりうるか。

答515 不法投棄になりうる。（昭55.11.5H県研修会）

（自己管理地内での硫酸カドミウム等の未処理投棄）

問516 業者Aは、業者Bから買い受けてきたカドミウムを含むニッケル電極板屑を硫酸溶液（1回につき75%硫酸12kgを水60ℓに希釀して使用）に浸してカドミウムを溶出除去せしめた後ニッケル屑として売却するという業を行っていたが、その際、昭和59年9月17日頃から昭和60年4月10日頃までの間、延べ551回にわたり、1回につき同作業に使用した硫酸カドミウム及び未反応硫酸液約1.3kgを含む溶液を、地主から借り、自ら管理する同作業場の敷地内に何らかの処理もしないで投棄し、付近の田畠及び農業用水路を経由して河川をカドミウムで汚染せしめた。この業者Aの行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反すると解釈してよろしいか。

答516 お見込みのとおり。（昭60.7.12衛産36）

（油分を含む泥状物の投棄）

問517 魚を原料として飼料を製造している工場が油分を相当程度（45%）含む泥状物をみだりに投棄しているが、これは法第16条に規定する廃油の不法投棄となるか。

答517 お見込みのとおり。なお、当該泥状物は汚泥と廃油との混合物と解される。（昭54.11.26環整128、環産42問106）

（海域における船舶からのビルジ排出）

問518 海洋においてビルジをたれ流している船舶であって、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第4条第1項の適用をうけない小規模のものについて、法第16条の適用はできないか。

答518 海域における船舶からのビルジの排出規制を廃棄物処理法により行うことはできない。（昭54.11.26環整128、環産42問116）

（野積みされた使用済みパチンコ台の廃棄物としての該当性）

問519 K府E町内の民有地に、使用済みパチンコ台（大部分は木枠が付けられたままのものである。以下「当該物」という。）約1500台が搬入されていることを、昨年10月末に確認した。当該物の占有者Aに事実関係を聴取したところ、当該物はK府Y市内の倉庫から、1台当たり100円で購入してきたもので、自己所有地に持ち込んできて、釘を抜き、手作業で分解して基盤やバネ等を取り出し、売却する予定であり、廃棄物ではないと認識していた旨の申出がされた。

当該地は平成9年8月までAが無許可で建設系産業廃棄物の埋立処分業を営んでいた（同年逮捕、刑が確定）場所であり、K府が平成12年5月に埋立られている燃え殻の撤去を命じる措置命令を発したところ、一部履行されたものの、完全履行されていないため引き続き撤去を求めているところである。この場所に使用済みパチ

ンコ台が搬入されたことから、当該物の搬出を指導し、一部（約300台）は搬出された。

また、Y市内の倉庫について現地調査を行ったところ、敷地内には数千台の使用済みと思われるパチンコ台が、主として屋内に（一部は屋外にシート掛けされて）置かれていたが、門が閉鎖された状態であり、倉庫業者は既に倒産していた。

なお、Aは、K府知事から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項及び第4項の規定による産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可は有していない。（なお、過去には産業廃棄物収集運搬業の許可を有していたことがある。）

Aに対しては燃え殻に係る措置命令の履行を求めているところではあるが、府は、今後、廃パチンコ台（産業廃棄物）の不法投棄（法第16条違反）として、刑事訴訟法に基づき告発することとしている。

(1) 廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況通常の取引形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとされているところ、当該物は、下記事項に照らし判断する限り、全体として法第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当すると解してよいか。

- ・当該物の性状

当該物は、大部分木枠の取り付けられたままの状態で、パチンコホールから排出された状態と変わりないが、土の上に置かれ、ビニールシートを掛けただけの状態で整然と置かれていた。現状は一部のビニールシートは取り去られ、半数以上の当該物の液晶部分が外されており、煩雑に置かれている。

- ・排出の状況

Y市内の倉庫業者1社で置かれていた数千台のうちの約1500台が搬入された。

- ・通常の取引形態

使用済パチンコ台の発生量は年間約300万台と推定されており、そのうちの約1割は中古機として再使用されているが、それ以外はほとんどが廃棄処分されている。排出元はパチンコホール、メーカや下取りした商社と様々であるが、大半が環境大臣の広域再生利用指定制度（法施行規則第9条第3号、第10条の3第3号）の指定を受けて、産業廃棄物として収集、運搬、再生利用がされているほか、産業廃棄物処理業者による処分もされている。

なお、昨年11月、T県S市等に野積みされていた廃パチンコ台については、製造関連団体の費用負担により処理されているとの報道がされており、その記事によれば、約17万台に約1億円の費用を要するようであることから、1台当たり数百円の処理費用の試算となる。

また、通常パチンコホールが使用済パチンコ台を廃台として処分する場合は、1台1,046円で処理委託されている。

- ・取引についてのAの説明

当事者の真意及び実際の取引状況については不明ながら、Aは1台当たり100円で購入し、運搬費用はAが負担していると説明している。

- ・倉庫業者の意思

倒産しており、当時の関係者の所在が掴めないことから、不明である。

・Aの意思及び府の判断

Aは、1台当たり100円で購入してきたもので、手作業で分解した後売却する予定であり、廃棄物ではないと認識していたと説明するも、当該物を大量に集積し、これを放置しているものあり、社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思は、廃棄物を占有していると考えられる。

・その他

当該物は、構成素材から判断すると、木枠部分（事業系一般廃棄物）があるものの、総体として廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの3種類の産業廃棄物に該当する。

(2) 当該物が産業廃棄物である場合、Aの計画によれば、当該物を分解し一部有用物を抜き取ることを目的として一時的に置く行為であったとしても、当該地の過去の状況、4ヶ月以上も置かれていた期間、搬出の実績（一時的に一部を搬出したもののその後搬出していない。）状況から判断する限り、産業廃棄物をみだりに捨てたものと解してよいか。

答519 貴見のとおり解して差支えない。（平14.3.8環廃産第142号）

2 焼却の禁止

（焚き火）

問520 焚き火程度の規模の焼却であっても、焼却する産業廃棄物の種類により、悪臭、ばい煙等に係る生活環境保全上の支障が生じていれば、令第6条第1項第2号イで引用する第3条第2号イの規定に違反していると解してよいか。

答520 お見込みのとおり。（平4.8.31環水企183、衛環246問3）

（野焼き禁止規定の適用除外）

問521 いわゆる野焼き禁止規定について、適用除外とされる行為の除外理由、行為の具体例、並びにこれ等の除外行為に対する行政指導の在り方について御教示願いたい。

答521 原則は野外焼却というのは禁止である。この規定は、「ただし軽微なものは刑事罰の対象から外す」という趣旨である。（平12産業廃棄物行政担当者中四国ブロック会議）

（焼却禁止について（法第16条の2関係））

問522 処理基準が適用されない事業系一般廃棄物、家庭ごみの自己焼却（野焼き）は、この条文により禁止されていると解してよいか。

答522 原則は野外焼却というのは禁止である。この規定は、「ただし軽微なものは刑事罰の対象から外す」という趣旨である。（平12産業廃棄物行政担当者中四国ブロック会議）

3 その他

（不法投棄罪）

問523 不法投棄罪は、いわゆる継続犯、状態犯のどちらに該当するか。

答523 • 繼続犯とは犯罪類型が行為の継続状態を要求するため、構成要件を充足するのに多少の時を要する犯罪。犯罪が既遂に達した後も、法益侵害の状態が継続している間、犯罪の実効行為が継続していると見られる。監禁罪や各種の所持罪がこれに属する。

犯罪の継続している間はいずれの時点をとっても既遂である一方、全体的に犯罪が終了するまでは公訴時効が進行を開始しない。

• 状態犯とは、犯罪が行われたことによって法益侵害が発生し、かつ、その状態が持続するが、犯罪としては法益侵害の発生によって終了したと認められるもの。窃盗罪等がこれに該当する。

事後の違法状態も当然にその構成要件によって評価され尽くしているので、例えば窃盗犯人が盗品等を消費したり壊したりしたとしても、別に横領罪や器物損壊罪を構成しない。(平成13.11.29〇県照会)

(不法投棄罪の性質)

問524 不法投棄罪の性質とは、

答524 「捨てる (=投棄)」とは、「廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元すること」であり、「みだりに捨てる (=不法投棄)」とは、廃棄物処理法の趣旨(公衆衛生の向上及び生活環境の保全)に照らし、具体的な状況を前提として、社会通念上許容されない廃棄物の投棄行為を指す。したがって、不法投棄罪は、前記継続犯の類型に含まれると考えられないことから、廃棄物をみだりに投棄した時点で犯罪行為が完了する(いわゆる「状態犯」に該当する。)。

罰則について規定している廃棄物処理法第25条第8号も「第16条 (=何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。) の規定に違反して、廃棄物を捨てた者」としており、文理解釈上も相当と考えられる。

なお、道路に自動車を駐車していたところ、自動車の部品を盗まれ、動かなくなってしまったため、修理に出そうとは思っていたものの、古い車で修理費用を出すよりは捨てた方がましだと思って駐車したままにしておいたような事例については、自動車として使用できなくなった時点で、即座に社会通念上許容できない廃棄物の投棄を行ったとみなすことは困難であろうが、捨てた方がましだと観念して放棄の意思を確定した時点で犯罪が成立したものと解することができる(多谷千香子「循環型社会、医・薬事犯をめぐる101問」88ページ)。(平成13.11.29〇県照会)

(不法投棄事犯における公訴時効)

問525 (1) 公訴時効とは。

(2) 当県のT村において、村道に放置車両約80台が放置され、このほど警察が車両を放置(不法投棄)したとして10人(不拘束)を検挙したところである。

この事例において平成5年頃には車両を放置した例もあり、公訴の時効が成立するかという照会書が当課にあった。

当課においては不法投棄事犯は、継続犯であり法益侵害の状態が継続する間、公訴時効が進行を開始しないと判断しているが、ご教示願いたい。

答525 (1) 公訴時効とは、犯罪後公訴提起されることなく、一定期間が経過することによって公訴権を消滅させることをいう。

公訴時効の性質については、各説があるが、一般に長期にわたって提起されない状況が続いた事実状態を尊重し、併せて証拠の散逸によって生ずる誤判を防止するため法が特に追訴を許さないとした制度と説明されている（土本武司「刑事訴訟法要義」206ページ）。

- (2) 不法投棄罪は、廃棄物をみだりに投棄した時点で犯罪行為が終了し、当該時点が公訴時効の起算点となる。したがって、本件不法投棄が平成5年当時に行われた以上、当該犯罪行為については、既に公訴の時効が完成しているものと解する。（平13.11.29〇県照会）

第10節 立入検査等

（立入検査によるダイオキシン類の測定）

問526 焼却施設の立入検査によってダイオキシン類を測定する権限はあるのか。

答526 法第19条の立入検査の規定が適用されるので、ダイオキシン濃度に係る維持管理基準の遵守について検査を行うことは差支えない。（平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会）

（産業廃棄物処理を行う市町村の事業者に対する検査等）

問527 産業廃棄物処理施設を市町村が設置した場合には、当該施設に処理を委託する事業者に対して、市町村長がその工場又は事業場に立入検査を行うことができるか。

また、必要な報告の徴収を求め得るか。

答527 市町村長は、立入検査を行うことはできない。また、法第18条に基づいて報告を徴収することはできないが、処理業務の委託に際しての契約に基づいて必要な報告を求めることはできる。

なお、一般廃棄物を提出する事業者に対しては、法第18条に基づいて報告を徴収することができることは、いうまでもない。（昭47.1.10環整2問14）

（最終処分場への立入）

問528 最終処分場に管理者等関係者が不在の場合、立入することは違法か。

答528 関係人に対する身分証明書の提示が規定されているところであり、何ら断りもなく立入することは違法であり、立会人あるいは事前承認が必要である。

（参考）

緊急性あるいは不適正処理に係る証拠の隠滅等、身分証明書の提示が困難であるという合理的な理由がなければ、刑法に規定する不法侵入の判断もされかねない。

（平10.11.25本県聴取）

（立入検査の範囲）

問529 廃棄物処理法第19条に規定する立入検査の範囲について、次のとおり疑義が生じたのでご教示願いたい。

相談事案

- ・産業廃棄物処理業（収集運搬、処分）の許可を有するA社は、平成9年頃自社の境界続きである他人の土地に、廃プラスチック類等を不法に埋立てたとして、元従業員（下請け業者）から通報があった。